

社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 本会会長については、報酬を支給する。
- (2) 常勤の役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (3) その他非常勤の役員等については、報酬を支給しない。
- (4) 役員が本会の職務のために旅行したときは、旅費規程に基づき費用弁償として旅費を支給する。

2 常勤の役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(職員を兼ねる常勤役員の報酬)

第4条 前条の規定に関わらず、常勤の役員が本会職員を兼務するときは、職員としての給与及び手当を支給し、役員の報酬は支給しない。

(会長及び常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 本会会長及び常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規程に基づく額

2 職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 本会会長及び常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第10条に準じた日とする。
- (2) 賞与は、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。ただし、職員給与の支給を受けている役員を除いたものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会役員・評議員並びに委員会委員の報酬・給与及び費用弁償規程の廃止)

2 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会役員・評議員並びに委員会委員の報酬、給与及び費用弁償規程（平成元年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

第5条関係

別表1 会長及び常勤の役員等の報酬

役員区分	金額
会長	月額 50,000円以内
常勤の役員	月額 250,000円以内

別表2 常勤の役員の賞与

支給月	支給算定式
6月	報酬月額×1か月分
12月	報酬月額×1.5か月分

別表3 常勤の役員の退職手当の算定式

最終報酬月額×在任期間×支給率